

消防用設備等の点検・報告をしましょう

消防用設備等点検報告とは

消火器や自動火災報知設備などの消防用設備が、火災の際に正常に作動しないと人命にかかわることから、定期的に点検し、管轄する消防署へ報告する制度です。



消防用設備等点検報告が必要な建物とは

消火器、自動火災報知設備や誘導灯などの消防設備が消防法令に基づき設置されている建物は消防設備等点検・報告が必要です。

点検の周期は

機器点検（外観又は簡易な操作による確認をする点検）は6ヶ月に1回、総合点検（実際に消防設備を作動させ、全般的な機能を確認する点検）は1年に1回実施します。

報告の周期は

飲食店・物品販売店舗・ホテル等は1年に1回、共同住宅・事務所等は3年に1回、消防署へ報告する必要があります。

点検・報告の流れ

依頼

- ・消防設備業者などに電話やインターネット等で点検を依頼します。

点検

- ・消防設備士や消防設備点検資格者が、建物に設置されている消防設備を点検します。

報告

- ・点検結果報告書を消防署へ提出します。

改修

- ・点検の結果、不良箇所がある場合には改修をする必要があります。



点検実施事業者一覧については、公益財団法人東京防災救急協会のホームページをご参照ください。



東京防災救急協会

ご自身で点検・報告をする場合



以下のいずれにも該当しない場合は、ご自身で消防設備点検を実施することが認められています。

ただし、専門的な技術・器具が必要となることから、なるべく消防設備士や消防設備点検資格者による点検を推奨しています。

(1)延べ面積1000㎡以上の建物

(2)地下又は3階以上の階に物品販売店舗、ホテル、飲食店等の不特定多数の人が出入りする事業所等があり、かつ、屋内階段が1カ所みの建物

(3)二酸化炭素消火設備(全域放出方式)が設置されている建物
※消火器・非常警報器具・誘導標識・特定小規模施設用自動火災報知設備の点検・報告を実施する場合は「消防用設備等点検アプリ(総務省消防庁)」もご活用頂けます。

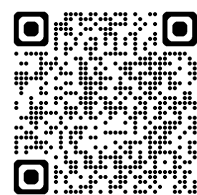
提出する点検結果報告書の様式については一般財団法人日本消防設備安全センターのホームページをご参照ください。

(1)様式1 点検結果報告書

(2)様式2 点検結果総括表

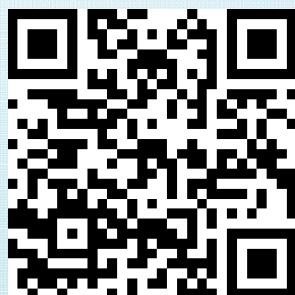
(3)様式3 点検者一覧表 (消防設備士又は消防設備点検資格者以外の者が点検した場合には省略できます)

(4)必要な設備の点検票



日本消防設備安全センター

提出方法については消防署の窓口、郵送(返信用封筒同封のこと)、電子申請でも可能です。電子申請のフォームは以下のQRコードから入ることができます。



消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書



問い合わせ先

稲城消防署 予防課査察指導係

電話 042-377-7119